FirstGlobal メッセーシ゛



2019.2月号 vol.188

発行元:〒540-0012

大阪市中央区谷町1-6-4

天満橋八千代ビル10階

(株)ファーストク゛ローハ゛ルコンサルティンク゛

代表取締役

戦略人事コンサルタント品川典久

TEL 06-6910-3007 FAX 06-6910-3008

Email shinagawa@1gc, jp

URL http://www. 1 gc. jp

今月のトピックス

外国人労働者受け入れ

昨年末に改正出入国管理法案、いわゆる外国人労働者受け入れ法案が可決され、今年4月より施行さ れます。本法案では、政府が指定した業種で一定の能力が認められる外国人労働者(単純労働含む)に 対し、新たな在留資格「特定技能1号」「2号」を付与することで、外国人労働者を増やすことを目指し ています。「ロンドンブーツ1号2号」 みたいですね。 「特定技能1号」 とは、 「相当程度の知識・経験」 を持つ外国人で、試験に合格すれば上限5年まで日本で就業できます。ただこの「相当程度」という一 番重要な部分が不透明で、明確な基準などの詳細はこれから「省令」で決めていくようです。 また肝心 の日本語能力については「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有すること が基本」と、これも現段階では詳細は何も決まっていません。「特定2号」という、さらに熟練した技 能者には、家族呼び寄せなども可能となるようですが、「相当」とか「基本」といった曖昧な表現が多 く、これから施行までまた議論を呼ぶこととなるでしょう。日本人労働者が忌避する肉体労働などの単 純労働での外国人雇用の道は、これまで一応は歯止めがあったのですが、本法案によりそれは開かれる ことになります。介護、建設業界など、人手不足に困窮する企業への救いの手となるでしょう。ただ、 外国人労働者を雇い易い環境になることに、小生は不安を覚えます。先日ご依頼いただいたセミナーで も話したのですが、人手不足という問題への対処のためのAI化、機械化、自動化、職場環境整備など前 向きな取組みや投資、補助金利用などに必要性を感じていた中小企業が結局元の木阿弥になるのではな いかと。今の日本人が避ける労働条件・労働環境を外国人に負わせるケースが出てくることは目に見え ています。「中小企業白書」という統計資料にもありますが、人材確保の成功企業と不成功企業で、成 功企業ほど「能力や適性に応じた昇給・昇進」を重視せず、「職場環境や人間関係へ配慮」を重視して います。日本人でも外国人でも雇用したあとは「そこ」に行き着くのではないでしょうか?



あけましておめでとうございます。 今年もよろしくお願い申し上げます。